相模原市オープンイノベーションプログラム事業実施補助金のご案内

１　制度概要

相模原市オープンイノベーションプログラムに採択された市内企業（以下「ホスト企業」という。）、及び同プログラムにおいて、ホスト企業と共に事業開発を行う企業（以下「パートナー企業」という。）として採択された者による事業開発を目的としたプロジェクトを展開する上で必要な経費に係る補助金の交付を行います。

２　補助対象経費・補助上限額

補助対象経費	補助対象経費例（いずれも税抜）	補助上限額 （1 申請あたり）
補助金の交付対象となる事業における製品開発･研究開発に係る費用	・物品のレンタル費 ・物品の購入費 ・製品開発・研究開発に係る原材料費 ・製品開発・研究開発に係る外部委託費、外注加工費 ・実証環境の構築費 ・事業実施の打ち合わせ等に係る交通費	112 万円 （補助率 10/10）
補助金の交付対象となる事業における販売促進費・広告宣伝費	・広告宣伝・マーケティング活動に係る調査・分析費 ・広告宣伝費 ・販促物制作費（チラシ、ホームページ作成等）	

３　申請スケジュール・手続きの流れ

補助金交付までのスケジュール目安は概ね以下の通りです。提出書類については、次頁「４必要書類」も併せてご確認下さい。

申請は、ホスト企業・パートナー企業のいずれか代表１社より行ってください。振込についても、申請のあった代表１社に対して行います。

・事業計画書・交付申請書等の提出　：ホスト企業・パートナー企業確定後随時
・事業着手の報告・事業着手届の提出　：同上
・交付決定　：事業着手届提出確認後随時
・事業完了・実績報告書作成・提出　：2 月中旬頃
・補助金の額確定通知　：事業完了・実績報告書提出確認後随時
・補助金交付請求　：2 月中旬～2 月末頃まで
・補助金交付　：3 月末まで

＜手続きの流れ＞

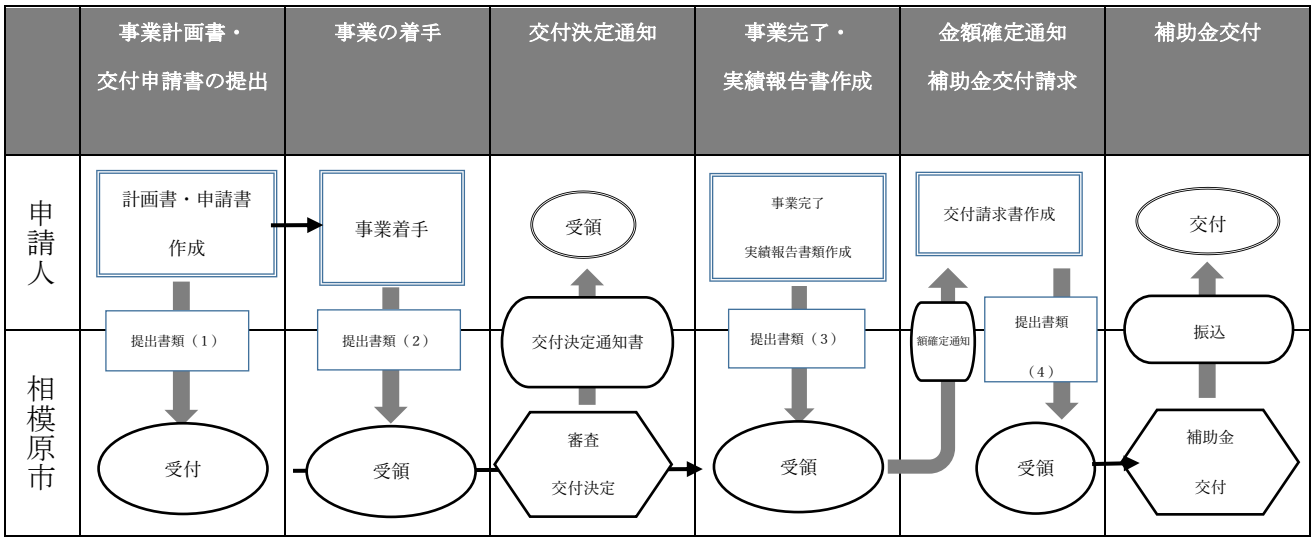

4　必要書類

（1）<u>事業計画書・申請書の提出までに必要な提出書類</u>

※必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります

(a) 相模原市オープンイノベーションプログラム事業実施補助金交付申請書

(b) 補助事業等計画書（任意様式）

※実施主体、事業名称・目的・内容、期待される効果等を記載してください

(c) 収支予算書

(d) 補助金等概要調書

(e) 履歴事項全部証明書 ※発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可

(f) 納税証明書(国税、都道府県税、及び市町村税について未納の税額がない証明)

※発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可

※国税、都道府県税は直近 3 年分、市町村税は 5 年分の納税が完納していることを確認します

(g) 会社案内等の企業概要資料（任意様式）

(h) 暴力団員、暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書

(i) 役員等氏名一覧表

(j) 補助金等交付決定前事業着手届

(k) 見積書又は補助対象経費の積算の内訳が分かる書類（任意様式）

（2）<u>事業着手時に必要な書類</u>

(a) 事業着手届

（3）<u>事業完了・実績報告書作成・提出時に必要な書類</u>

(a) 事業完成届

(b) 収支決算書

(c) 補助事業等実績報告書

⑆ 補助事業等実績調書
⑇ 補助対象経費の明細書（任意様式）
⑈ 補助対象経費を証する書類（見積書・契約書・領収書）
⑉ 実施した販売促進・広告の内容がわかる資料（チラシ等）
※対象経費が販売促進費・広告宣伝費の場合

（４）補助金交付請求時に必要な書類
⑴ 補助金交付請求書
⑵ 補助金等交付決定通知書の写し
⑶ 補助金等の額確定通知書の写し

5　注意事項（必ずお読みください）

（１） 全体に関する注意事項

・以下に該当する場合、補助金の交付は受けられません。
① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
② 電子交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
③ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者
④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
⑤ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納している者
⑥ 相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団である者。
⑦ 条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
⑧ 条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等。
⑨ 条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

・以下に該当すると認めた場合、補助金の交付の決定を取消し、補助金の返還を命じます。
① プログラムの採択要件に適合しなくなったとき。
② 偽りその他不正な手段又は行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
③ 相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団である者。
④ 条例第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
⑤ 条例第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等。
⑥ 条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

・外資系企業は日本法人の場合対象となります。
・補助対象事業の実施に関係ない部分の経費は、補助の対象になりません。

・法令に適合しない部分の経費は対象になりません。
・交付申請前に契約したものは対象になりません。
・ポイント等で支払った経費は対象になりません。
・採択されたホスト・パートナー企業による事業開発を目的としたプロジェクトに係る経費に関して、他の補助金との併用はできません。
・事業完了・実績報告書提出時（2 月中旬頃）までに支払が終了したものが対象経費となります。
・申請は同一申請人につき、各年度のプログラムにつき一回とします。
・親会社、子会社、グループ企業等関連会社〔資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内）が経営する会社等〕、代表者の親族（三親等以内）との取引は対象になりません。

（２） 補助対象経費に関する注意事項

・対象経費について

① 相模原市オープンイノベーションプログラム採択事業に係る費用のみが対象となります。
② 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。
③ ホスト企業・パートナー企業間の受発注に係る経費は対象となりません。
④ 事業の実施に関連して、調査・コンサル等の外部委託や外部への試作・製作依頼により発生した費用も対象とします。
⑤ 人件費、人材派遣会社等から派遣された人員に対して支払う費用は対象となりません。
⑥ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社〔資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内）が経営する会社等〕、代表者の親族（三親等以内）との取引は対象になりません。
⑦ 補助対象事業と関係のない販売促進費・広告宣伝費や使用実績のないパンフレット・チラシ等の制作費については対象となりません。
⑧ 展示会・イベント出展費等、販売促進に関する費用も対象となります。
⑨ 接待交際費は対象となりません。
⑩ 実績報告・補助金交付請求時に、実施した販売促進、広告の内容がわかる資料（チラシ、画面ハードコピー等）を提出していただきます。
⑪ 事業実施の打ち合わせ等に係る交通費は、必要最低限の経費に限り、例えば、移動に際しビジネスクラスやグリーン車等を使用した場合は対象となりません

・対象外経費について

① 公租公課、新聞購読料、書籍代、団体等の会費
② 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
③ 電気代、ガス代、水道代、通信回線費
④ 借入金などの支払利息及び損害遅延金、振込手数料、代引き手数料
⑤ 他の事業と補助対象事業が明確に区分できない経費
⑥ 一般価格や市場価格等と比べて著しく高額な経費

⑦ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6　担当・お問合せ先

担　　当	相模原市環境経済局　創業支援・企業誘致推進課
住　　所	相模原市中央区中央 2-11-15　相模原市役所本館 5 階
受付時間	8：30～17：15
連 絡 先	042-769-9253（直通）

※お越しいただく前に上記連絡先にお電話にてお問い合わせください。